

第70号議案

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に  
関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一  
部を改正する条例

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成2  
6年八王子市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれ かに該当する者であって、都道府県知事又 は地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の19第1項の指定都市 <b>若しく</b> <b>は同法第252条の22第1項の中核市</b> の 長が行う研修を修了したものでなければな らない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略)	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれ かに該当する者であって、都道府県知事又 は地方自治法（昭和22年法律第67号） 第252条の19第1項の指定都市の長が 行う研修を修了したものでなければなら ない。 (1)～(10) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

